

個別品目の関税率の見直し

令和2年11月9日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1

PVC（ポリ塩化ビニル）製使い捨て手袋の関税率の見直し

1. 経緯

PVC（ポリ塩化ビニル）製使い捨て手袋（以下「PVC手袋」という。）は、医療・介護現場等において、感染症対策や汚物処理等の場面で使用されている。PVC手袋の国内供給は、ほぼ全量を中国・ベトナム等からの輸入に依存している。PVC手袋の輸入時には4.8%（協定税率）の関税が課されている（注1）。

今年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界的にPVC手袋の需要が増加し、調達価格が1,000枚あたり15ドル前後から50ドル前後まで上昇している（注2）。その結果、PVC手袋を調達する各社は、調達価格上昇分について、国内で販売する際に上乗せして販売することができないリスクへの懸念から、PVC手袋の調達を控える動きが出ている。

また、海外からPVC手袋を調達した場合であっても、PVC手袋の価格上昇に伴う関税負担額の増加は、医療・介護施設への供給や当該施設の経営等への支障が生じるおそれがあることから、PVC手袋に適用される関税（基本税率）を無税とするよう要望がなされている（注3）。

（注1） 基本税率は5.8%。また、ベトナム等からの輸入については、EPA税率（無税）の適用が可能。

（注2） 経済産業省による事業者へのヒアリングに基づく。

（注3） PVC手袋のうち、厚さ0.2mm未満のものを対象として要望がなされている。

2. 検討

PVC手袋については、新型コロナウイルス感染症に関する政府の生産要請を受けて緊急的に一部国内生産があるものの、国内供給のほぼ全量を中国・ベトナム等からの輸入により確保している状況にある。

また、世界的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続しており、世界的なPVC手袋の需要の増加及び価格の高止まりは継続する可能性が

ある。

こうしたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染対策に使用されるPVC手袋について、調達価格の上昇に伴う関税負担の軽減を図るため、PVC手袋に適用される関税を引き下げ、無税とすることが適当であると考えられる。

なお、今般の世界的な需要の増加及び価格の上昇は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものであり、今後の状況等を踏まえるため、暫定税率による無税化が適当であると考えられる。

3. 改正の方向性

<p>PVC（ポリ塩化ビニル）製使い捨て手袋について、暫定税率により適用される関税を無税とすることが適当ではないか。</p>
--

1. 経緯

NDC（2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル）は石油化学製品であり、主にPEN（ポリエチレンナフタレート）樹脂の原料として使用されている。同樹脂は耐熱性や耐薬品性等に優れており、データ記録用テープ素材、医薬品用容器及び給食用食器等に使用されている。NDCは、国内需要の全量を米国からの輸入に依存しているが、輸入時に3.1%（協定税率）の関税が課されている（注）。

近年、NDCの価格の値上げがなされており、また、今後も価格の値上げが予定されている。一方、主なNDC需要者であるPEN樹脂メーカーにおけるコスト削減余地もほぼ限界にあり、国内での事業継続が難しい状況にある。

このような状況を受けて、NDCユーザーである国内PEN樹脂メーカーの競争力維持・強化を図るため、NDCに適用される関税（基本税率）を無税とするよう要望がなされている。

（注）基本税率は4.6%。

2. 検討

PEN樹脂は、他の競合製品と比較して価格面は高額ではあるものの、耐熱性、剛性及び吸着性等に優れており、データ記録用テープ素材や給食用等のリユース食器等の生産にとって必要なものである。そのうち、データ記録用テープ素材については取り扱われるデータの増加及びそれに伴うデータ保管の必要性増大の事情等により、今後も需要の拡大が見込まれる。また、給食用等のリユース食器については、学校給食において長期間の利用が可能であるほか、使い捨て食器と異なり複数回使用することで環境負荷軽減が可能である。

一方、NDCの調達コストは年々増加しており、これによる最終製品への価格転嫁のおそれや、国内PEN樹脂メーカーの事業継続が困難になること等が懸念される。

また、NDCは国内生産がなく、全量を海外より輸入しており、当該品

目の関税による保護の必要性は低い。

こうしたことを踏まえ、国内PEN樹脂メーカーの競争力維持及びPEN樹脂を利用した最終製品の製造コスト増加を抑制するため、NDCに適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当であると考えられる。

3. 改正の方向性

NDC（2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル）に適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当ではないか。

1. 経緯

MPDA（メタ-フェニレンジアミン）は石油由来の化学製品であり、主にメタ系アラミド繊維の原料として使用されている。同繊維は、長期耐熱性や難燃性等に優れており、消防用防火服、自動車エンジン向けギア用基材等に使用されている。MPDAは、国内需要の全量を中国・インドから輸入しており、輸入時に3.5%（協定税率）の関税が課されている（注）。

そのような中、平成31年3月に中国で発生したMPDAメーカーのプラント事故により、当該メーカーがMPDAの生産から撤退した結果、供給量が減少し、需給ひっ迫のため市況価格が上昇している。また価格の上昇に伴い、輸入者の関税負担も大きくなっている。更に、国際競争力のある中国メタ系アラミド繊維競合メーカーが生産プラントの増設を計画しており、自国のMPDAが利用可能で関税負担がない同社の供給増加により、メタ系アラミド繊維市場の国際競争がより激化されることが見込まれる。

このような状況を受けて、国内メタ系アラミド繊維メーカーの国際競争力維持を図るため、MPDAに適用される関税（基本税率）を無税とするよう要望がなされている。

（注）基本税率は5.3%。また、インドからの輸入については、EPA税率（無税）の適用が可能。

2. 検討

国産のメタ系アラミド繊維は、中国製等の競合品と比較して高強度の性質を有しており、高温での耐久性・強度が求められる自動車エンジン向けギア用基材等で一定の需要が見込まれている。

一方、品質上の要求水準が比較的低いフィルター用途については、MPDAの海外供給減少により価格が上昇する中、自国のMPDAを利用できる中国メタ系アラミド繊維メーカーの製造プラントの増設が予定されており、今後市場の価格競争激化が見込まれる。

また、MPDAは国内生産がなく、全量を海外より輸入しており、当該品目の関税による保護の必要性は低い。

こうしたことを踏まえ、国内メタ系アラミド繊維メーカーの競争力維持及びMPDAを利用した最終製品の製造コスト増加を抑制するため、MPDAに適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当であると考えられる。

3. 改正の方向性

MPDA（メタ-フェニレンジアミン）に適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当ではないか。